

令和8年度第 1 回船橋市母子保健連絡協議会

【報告6】 船橋市児童相談所開設について

船橋市地域保健課

目次

1. 船橋市児童相談所の開設について
2. 主な業務について

1. 船橋市児童相談所の開設について

こども家庭部 児童相談所

令和8年7月1日、県内の中核市としては初となる市独自の児童相談所を開設しました。児童相談所は、市民にとって身近な相談窓口となるだけでなく、こども家庭センターや保健センターなどの各種相談窓口をはじめ、保育園・学校などの関係機関と連携しながら、船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援していきます。



所在地	船橋市若松2丁目3番61号
敷地面積	3,086.21㎡
構造・階層	鉄筋コンクリート造・地上3階建て
延床面積	3,615.61㎡
主な部屋等	○児童相談所：事務室、面接室（16室）、親子交流スペース、多目的トイレ、授乳室、集団面接室兼会議室、ファイル室など ○一時保護所：児童・幼児用居室、医務室、食堂、学習室、ラウンジ、中庭、防災備蓄倉庫、体育室、屋上広場など
一時保護所定員	32人
人員体制	常勤職員149人（児童福祉司51人、児童心理司27人、保育士・児童指導員39人、医師1人、弁護士1人、警察官1人など） ※7月からの千葉県派遣職員8人（予定）を含む
建設費	約32億5千4百万円

主な業務

相談

子育ての不安・こどもの悩みなどの相談や、虐待・非行などの専門的な相談に応じます。

また、療育手帳の判定などの障害に関する相談も受け付けます。



調査・診断

こども・家庭の状況を調査し、児童福祉司・児童心理司・保健師などの専門職員が診断を行い、一人一人の状況・特性に合わせた援助方針を決定します。



一時保護

児童虐待が疑われる場合やこどもの生命、心身の安全が脅かされる恐れがある場合に一時保護を行います。



里親のサポート

里親制度の普及・啓発、里親の認定・支援、里親同士の交流会などを行います。



虐待対応

24時間365日相談を受け付けます。（連絡した人の秘密は守られます）

少しでも気がかりなことがあったらいつでもご連絡ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル
船橋市児童相談所（児童虐待）

→ 189（いちはやく）
→ 電話番号409-2234